○厚生労働省告示第八十六号

独 <u>\frac{1}{1}</u> 行 政法 人医 薬 品 医 療機 器 総 合機構 法 (平成十 兀 年 法律 第 百九十二号) 第四 条 第六項第一 号の 規

百八十五号)の一部を次の表のように改正する。

定に

基

づ

き、

医薬

品等

副

作

用

被

害

|救済

制

度

 \mathcal{O}

対

象となら

な

**\

医薬品

等

(平成·

十六

年

· 厚 生

一労働

省

告示第

令和三年三月二十三日

厚生労働大臣 田村 憲久

百八十七十六 百 五 百 一 四 5 百三十三~ 百三十二 百六~百三十 アミド ピリド 百三 及びその製剤 ル 兀 $(\exists s - x$ 工 回 : 三 | (別名ラロトレクチニブ) ピロリジン チ 百八十五 デニロイキン 七| 略 イル} ル テトラヒド (略) d 五 ジフルオロー (略) ピリミジン―二―オン(別名ペミガチニブ (モ (略) ジフチト ヒド □ | __ Н | 改 K イ $\frac{\Box}{R}$ チン及びその製剤 ル ロキシピ ホリンー 正 クス及びその製剤 ピラゾ 三五五 後 その塩類及びそれらの製剤・ピロリジン―一―カルボキシ ピロ <u>远</u> | 口 口 ジメトキシフェニル) = · - - · 五. 五. ジフル チ ル a 五. ノオロフ ピリミ 六 (新設) 百四~百二十九 百八十三~二百二十 (新設) (新設) 百八十二 略 (略) (略) (略) 改 正 前

(傍線部分は改正部分)